

青警本生企第123号  
平成29年8月21日

各 所 属 長 殿

青 森 県 警 察 本 部 長

青森県公安委員会の事務の専決等に関する訓令の一部を改正する訓令の制定について

この度、青森県公安委員会の事務の専決等に関する訓令の一部を改正する訓令（平成29年8月青森県警察本部訓令第10号）を別添のとおり制定した。

制定の理由及び主な内容は下記のとおりであるので、所属職員に周知徹底し、事務処理上誤りのないようにされたい。

#### 記

#### 1 制定の理由

ストーカー行為等の規制等に関する法律の一部を改正する法律（平成28年法律第102号）により、新たに公安委員会の権限に属する事務が規定され、改正後のストーカー行為等の規制等に関する法律（平成12年法律第81号）第17条の規定に基づき、ストーカー行為等の規制等に関する法律の規定に基づく青森県公安委員会の事務の委任に関する規則（平成29年6月青森県公安委員会規則第8号）が制定された。

これに伴い、青森県公安委員会の権限に属する事務の専決等に関する規程（平成16年3月青森県公安委員会規程第3号）が一部改正され、本職に委任された事務の一部を主管部長又は主管課長等に専決させるため制定したものである。

#### 2 主な内容

##### (1) ストーカー行為等の規制等に関する法律（別表第41号）

ア 新たに主管部長に専決させることとした事務

- (ア) 緊急禁止命令等をしたときの通知（第5条第6項）
- (イ) 緊急禁止命令等をしなかったときの書面通知（第5条第7項）
- (ウ) 禁止命令等の延長の処分をしたときの通知（第5条第10項）
- (エ) 禁止命令等の延長の処分をしなかったときの書面通知（第5条第10項）

イ 新たに主管課長等に専決させることとした事務

- (ア) 聴聞の通知（第5条第4項）
- (イ) 代理人資格喪失の届出の受理（第5条第4項）
- (ウ) 参加人資格喪失の届出の受理（第5条第4項）
- (エ) 文書等の閲覧の請求の受理及び許可（第5条第4項）

##### (2) ストーカー行為等の規制等に関する法律施行規則（別表第42号）

ア 新たに主管部長に専決させることとした事務

(ア) 緊急禁止命令等をしなかったときの通知書による通知（第6条）

(イ) 禁止命令等の延長の処分をしなかったときの通知書による通知（第11条）

イ 新たに主管課長等に専決させることとした事務

禁止命令等有効期間延長処分書の交付（第10条）

(3) その他所要の整理

ストーカー行為等の規制等に関する法律の規定に基づく青森県公安委員会の事務の委任に関する規則（平成29年6月青森県公安委員会規則第8号）の規定により、当該事務が本職等に委任された旨を追記する等、所要の整理を行った。

3 施行期日

平成29年8月21日

担当 生活安全企画課  
人身安全対策室  
ストーカー・DV対策係

青森県警察本部訓令第10号

警 察 本 部  
警 察 学 校  
各 警 察 署

青森県公安委員会の事務の専決等に関する訓令の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成29年8月21日

青森県警察本部長 住 友 一 仁

青森県公安委員会の事務の専決等に関する訓令の一部を改正する訓令

青森県公安委員会の事務の専決等に関する訓令（平成16年5月青森県警察本部訓令第15号）の一部を別紙のとおり改正する。

附 則

この訓令は、平成29年8月21日から施行する。



る聴聞の通知（行政手続法第15条第3項の準用）（規則により、警察本部長に委任）					
代理人資格喪失の届出の受理（行政手続法第16条第4項の準用）（規則により、警察本部長に委任）		○			
参加人資格喪失の届出の受理（行政手続法第17条第3項の準用）（規則により、警察本部長に委任）		○			
文書等の閲覧の請求の受理及び許可（行政手続法第18条第1項の準用）（規則により、警察本部長に委任）		○			
文書等の閲覧日時及び場所の指定（行政手続法第18条第3項の準用）（規則により、警察本部長に委任）		○			
聴聞の主宰者の指名（行政手続法第19条第1項の準用）（規則により、警察本部長に委任）	○				
聴聞の期日における審理の公開の決定（行政手続法第20条第6項の準用）（規則により、警察本部長に委任）	○				
聴聞を続行する場合における期日の指定（行政手続法第22条第1項の準用）（規則により、警察本部長に委任）		○			
所在不明者に対する聴聞続行の通知（行政手続法第22条第3項の準用）（規則により、警察本部長に委任）		○			
聴聞調書及び報告書の受理（行政手続法第24条第3項の準用）（規則により、警察本部長	○				

	に委任)						
	聴聞の再開の命令 (行政手続法第25条の準用)(規則により、警察本部長に委任)	○					
	所在不明者に対する聴聞の再開の通知(行政手続法第25条の準用)(規則により、警察本部長に委任)		○				
第5条第6項	禁止命令等をしたときの通知(規則により、警察本部長に委任)	○					
	緊急禁止命令等をしたときの通知(規則により、警察本部長及び警察署長に委任)	○					
第5条第7項	禁止命令等をしなかったときの書面通知(規則により、警察本部長に委任)	○					
	緊急禁止命令等をしなかったときの書面通知(規則により、警察本部長及び警察署長に委任)	○					
第5条第9項	禁止命令等の延長の処分を求める旨の申出の受理(規則により、警察本部長に委任)	○					
	禁止命令等の延長の処分(規則により、警察本部長に委任)	○			要	随時	
第5条第10項	禁止命令等の延長の処分をしようとするときの聴聞(規則により、警察本部長に委任)	○					
	禁止命令等の延長の処分をしたときの通知(規則により、警察本部長に委任)	○					
	禁止命令等の延長の処分をしなかったときの書面通知(規則により、警察本部長に委任)	○					

第5条第4項	禁止命令等をしたときの通知		○				
第5条第5項	禁止命令等をしなかったときの書面による通知		○				



42	ストーカー行為等の規制等に関する法律施行規則（平成12年国家公安委員会規則第18号）	第4条	禁止命令等に係る禁止命令等申出書の受理	○								
			緊急禁止命令等に係る禁止命令等申出書の受理	○								
		第5条	禁止命令等の実施に係る禁止等命令書の交付		○							
			緊急禁止命令等の実施に係る禁止等命令書の交付	○								
		第6条	禁止命令等をしなかつたときの通知書による通知	○								
			緊急禁止命令等をしなかつたときの通知書による通知	○								
		第9条	禁止命令等有効期間延長処分申出書の受理	○								
第10条	禁止命令等有効期間延長処分書の交付		○									
第11条	禁止命令等有効期間延長処分をしなかつたときの通知書による通知	○										
43	ストーカー行為等の規制等に関する法律の規定に基づく意見の聴取の実施に関する規則（平成12年国家公安委員会規則第19号）	第2条第2項	意見の聴取を主宰する警察職員の指名（ストーカー行為等の規制等に関する法律の規定に基づく青森県公安委員会の事務の委任に関する規則（平成29年6月青森県公安委員会規則第8号。以下この号において「規則」という。）により、警察本部長に委任）	○								
		第2条第3項	意見の聴取を主宰する警察職員の再指名（規則により、警察本部長に委任）	○								
		第3条第1項	当事者及び参加人の代理人資格証明書の受理（規則により、警察本部長に委任）		○							
		第3条第2項	当事者及び参加人の代理人喪失届出		○							
42	ストーカー行為等の規制等に関する法律施行規則（平成12年国家公安委員会規則第18号）	第5条	禁止命令等申出書の受理	○								
		第6条	禁止等命令書の交付		○							
		第7条	通知書による通知		○							
43	ストーカー行為等の規制等に関する法律の規定に基づく意見の聴取の実施に関する規則（平成12年国家公安委員会規則第19号）	第3条第1項	当事者及び参加人の代理人資格証明書の受理		○							
			当事者及び参加人の代理人喪失届出		○							
		第3条第2項	当事者及び参加人の代理人資格証明書の受理		○							
			当事者及び参加人の代理人喪失届出		○							



	書の受理（規則により、警察本部長に委任）					
第4条第1項	参加人許可申請書の受理（規則により、警察本部長に委任）		○			
第4条第2項	補佐人出頭許可申請書の受理（規則により、警察本部長に委任）		○			
第5条第1項	補佐人出頭の許可及び通知（規則により、警察本部長に委任）		○			
第6条第1項	職権による参考人の出頭要求（規則により、警察本部長に委任）		○			
第6条第2項	参考人出頭申出書の受理（規則により、警察本部長に委任）		○			
第6条第3項	参考人出頭申し出に係る通知（規則により、警察本部長に委任）		○			
第7条	意見の聴取の通知（規則により、警察本部長に委任）		○			
第8条第1項	意見の聴取の期日及び場所の変更（規則により、警察本部長に委任）		○			
第8条第2項	意見の聴取の期日及び場所の変更申出書の受理（規則により、警察本部長に委任）		○			
第8条第3項	意見の聴取の期日及び場所の変更の通知（規則により、警察本部長に委任）		○			
第9条第1項	文書閲覧請求書の受理（規則により、警察本部長に委任）		○			
第9条第2項	文書閲覧の許可及び日時及び場所の通知（規則により、警察本部長に委任）		○			
第9条第3項	文書の閲覧をさせることができない場合における新た		○			

	書の受理					
第4条第1項	参加人許可申請書の受理		○			
第4条第2項	補佐人出頭許可申請書の受理		○			
第5条第1項	補佐人出頭の許可及び通知		○			
第6条第1項	職権による参考人の出頭要求		○			
第6条第2項	参考人出頭申出書の受理		○			
第6条第3項	参考人出頭申し出に係る通知		○			
第7条	意見の聴取の通知		○			
第8条第1項	意見の聴取の期日及び場所の変更		○			
第8条第2項	意見の聴取の期日及び場所の変更申出書の受理		○			
第8条第3項	意見の聴取の期日及び場所の変更の通知		○			
第9条第1項	文書閲覧請求書の受理		○			
第9条第2項	文書閲覧の許可及び日時及び場所の通知		○			
第9条第3項	文書の閲覧をさせることができない場合における新た		○			

	な意見聴取の期日の指定(規則により、警察本部長に委任)						
第10条第1項	提出物の受理及び目録の作成(規則により、警察本部長に委任)				○		
第10条第1項	提出物目録の写しの交付(規則により、警察本部長に委任)				○		
第10条第3項	提出物の返還及び還付請求書の交付(規則により、警察本部長に委任)				○		
第11条第1項	審理の公開に関する通知及び公示(規則により、警察本部長に委任)				○		
第14条	意見の聴取続行の通知(規則により、警察本部長に委任)				○		
第15条	意見の聴取再開の通知(規則により、警察本部長に委任)				○		
第18条第1項	意見の聴取調書等閲覧請求書の受理(規則により、警察本部長に委任)				○		
第18条第2項	意見の聴取調書等の閲覧の許可並びに日時及び場所の指定並びに通知(規則により、警察本部長に委任)				○		
(略)							

	な意見聴取の期日の指定						
第10条第1項	提出物の受理及び目録の作成				○		
第10条第2項	提出物目録の写しの交付				○		
第10条第3項	提出物の返還及び還付請求書の交付				○		
第11条第1項	審理の公開に関する通知及び公示				○		
第14条	意見の聴取続行の通知				○		
第15条	意見の聴取再開の通知				○		
第18条第1項	意見の聴取調書等閲覧請求書の受理				○		
第18条第2項	意見の聴取調書等の閲覧の許可並びに日時及び場所の指定並びに通知				○		
(略)							